

【長崎県】移住支援金の対象となる「関係人口」の市町設定要件
2025年10月30日現在

※詳細は各市町窓口へお問い合わせください。

市町名	関係人口の要件	問合せ先		市町の移住支援金HP
		担当課	電話	
長崎市	関係人口に関する要件として（１）のいずれかを満たし、かつ、（２）のいずれかの要件を満たすものを対象とする （１）関係人口の範囲 申請者もしくは申請者の同居家族が、以下のいずれかの要件を満たすこと （ア）出身地（出生地）が長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体であること。 （イ）長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治+85:818体に所在する学校に在学していたことがあること。 （ウ）長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体に所在する学校、法人、個人事業及び団体の事業実施に関わり、同圏域内の教育振興、経済活性化、地域課題解決等に寄与していること。（明確な役割の下での事業参加、又はそれに準すると認められるもの） （２）仕事に関する要件 申請者が以下のいずれかの要件を満たすこと （ア）長与町内で農林水産業者として自活できる程度の収入のある事業を営む者、またはその見込のある者。 （イ）長与町内の農林水産業を営む企業に就業する者。 （ウ）長与町内に主たる事業所がある事業を継承する者。 （エ）長与町内を運行する路線バスを運営する会社にバス運転手として雇用される者。 （オ）長与町内に本社もしくは事業所を有する一般乗客旅客自動車運送事業を行う企業に運転手として雇用される者、または、個人事業主として一般乗客旅客自動車運送事業を行う者。 （カ）長与町内にある保育所（ただし、町立保育所は除く）に保育士として雇用される者。 （キ）長与町内に拠点を置く自治会、NPO法人、地域活動団体等が行う活動に継続して参加する意思があり、現に次に定める仕事を行っていること。 a. 長崎県内に事業所を有する個人事業者または法人に就業していること。 b. 長崎県内で個人事業の開業、法人の設立または事業承継により法人の代表の変更を行っていること。 c. 長崎県内に個人事業または法人の事業所を移転していること。 d. 長崎県外の企業に就職し、長与町を拠点にテレワークを行っていること。	長崎創生推進室	095-829-1249	https://nagasaki-jin.com/publics/index/97/
佐世保市	関係人口に関する要件 次のいずれにも該当すること。 イ 転入時に50歳未満の者 ロ 本市と以下のいずれかに該当する関係性を有している者 ・本市で出生した者 ・本市において就学又は就労経験のある者 ・本市にふるさと納税経験のある者 ・本市の人、企業、団体等を応援している者（地域課題解決を応援する仕組みに参加していること） ・本市の学校・企業・NPO等と関わりがある者（協働した事業実施や団体会員等になっていること） ハ 農林水産業に就業又は家業等に就業又は本市企業に就業し、支援金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している者 ニ 支援金の交付申請日から本市に5年以上定住する意思がありかつ保証人がいる者 ホ 町内会に加入し、地域コミュニティに参画する意思がある者 ヘ 西九州さげぼ広域都市圏サポーターに登録している者	若者活躍・地域づくり課	0956-24-1111	https://sasebokoiki.com/_posts/2137
島原市	関係人口に関する要件として、次の①、②のすべてを満たし、かつ、③、④のいずれかを満たすものを対象とする。 ①長崎県が実施する県外に在住する移住希望者向けの会員制度に1年以上登録している者で、かつ住民票を移す直前1年以内の登録期間中に最低1回本市に来訪し、市の移住相談窓口へ移住相談を行った者 ②住民票を移した年を除く直近の3年間に、本市にふるさと納税を各年ごとに最低1回以上行った者 ③農林水産業に就業する者 ④家業等へ就業する者	シティプロモーション課	0957-61-1652	https://www.city.shimabara.lg.jp/page6795.html?type=search&q=%e7%a7%bb%e4%bd%8f%e6%94%af%e6%8f%b4%e9%87%91&radiobutton=4&now_P=1&show_num=20&sc_id=2

諫早市	申請者が地域活性化の取組に恒常的に参加・協働する意思を有しており、かつ、次に掲げるア又はイに該当すること。 ア 申請者が農林水産業、家業、事業継承又は創業等、地域の担い手として就業していること。 イ 申請者が就業しており、かつ、申請者又は申請者の同居家族が、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 (ア) 本市の出身であること又は本市に過去に在住していたことがあること。 (イ) 2親等以内の親族が本市に在住していること。 (ウ) 本市に在住する事業所に勤務していたことがあること。 (エ) 本市に所在する学校に在学していたことがあること。 (オ) 転入日から過去5年以内に次の事業等により、本市を訪問したことがあること。 a 移住支援策 いさはや暮らし体験宿泊費補助金等、本市が実施する移住支援策又はながさき移住倶楽部への登録（ただし、1年以上登録しているものに限る） b スポーツ合宿 c ボランティア活動 (カ) 地域と大学の連携により、大学在学時に地域の課題解決の一環で本市を訪問したことがあること。 (キ) 本市内のNPO法人の正会員又は賛助会員になっていること。 (ク) 転入日から過去5年以内に観光で本市を3回以上訪問し、かつ、いずれの訪問時も本市内の宿泊施設に宿泊をしたこと。 (ケ) 転入日から過去5年以内に本市にふるさと納税をしたことがあること。 (コ) 転入日から過去5年以内に本市の企業又は団体にクラウドファンディング等の寄付行為を行ったことがあること。	移住定住推進課	0957-46-3813	https://www.city.isahaya.nagasaki.jp/soshiki/37/1064.html
大村市	【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 以下のいずれかの要件に該当する者 (ア) 申請者又は同一世帯に属する方の出生地が市内であること (イ) 申請者又は同一世帯に属する方が市内の学校に在学していたことがあること (ウ) 申請者又は同一世帯に属する方が市内の事業所で勤務していたことがあること (エ) 転入日から過去5年以内に3年以上大村市にふるさと納税をしたことがあること 【地域の担い手確保の要件】 以下のいずれかの要件に該当する者 (ア) 農林水産業に就業する者。 (イ) 家業等へ就業する者。 (ウ) 大村市が認めた事業者に就職した者。 (エ) 大村市内で個人事業の開業または法人の設立・移転を行っていること	地方創生推進室	0957-53-4111	https://www.city.omura.nagasaki.jp/sousei/shisei/syokai/shisaku/torikumi/izyu_teizyu/shiennkinn.html
平戸市	以下の条件を全て満たす者 ①転入時に50歳未満の者 ②本市に以下のような関係性を有している者 ・出生した者 ・就学又は就労経験のある者 ・ふるさと納税経験のある者 ・人、企業、団体等を応援している者（地域課題解決を応援する仕組みに参加していること） ・学校・企業・NPO等と関わりがある者（協働した事業実施や団体会員などになっていること） ③本市へ5年以上定住する意思がありかつ保証人がいる者 ④西九州させほ広域都市圏サポーターに登録している者 ⑤農林水産業に就業しているまたは、家業に就業もしくは継承している者	企画課	0950-22-9105	https://www.city.hirado.nagasaki.jp/ku-rashi/life/sumai/inaka/2021-0908-1712-215.html
松浦市	下記の【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件（いずれか1つを満たす者）】 ①松浦市で出生した方 ②松浦市で就学又は就労経験がある方 ③松浦市に過去5年以内のふるさと納税に寄付経験がある ④ながさき移住倶楽部又は西九州させほ広域都市圏サポーター、若しくは、松浦市Uターン人材登録制度に登録し、かつ直近1年以内の登録期間中に最低1回来訪され、本市又は西九州させほ広域都市圏構成市町のお試し住宅（滞在施設）を活用した方 【地域の担い手確保要件（いずれか1つを満たすもの）】 ①松浦市内において、農林水産業に就業、若しくは家業を継承し、勤務時間が週20時間以上、かつ、5年以上の勤務意思があること。 ②移住後に、松浦市地域協働まちづくり交付金交付要綱（令和6年告示第19号）に規定するまちづくり運営協議会が関わる地域づくり活動、若しくは地域課題の解決に向けた取組に、会員として継続的に5年以上の参加意思があること。 対象外：①生活保護法の適用を受けている者又は受けようとする者、②特別職の国家公務員及び地方公務員、国家公務員法又は地方公務員法の適用を受ける公務員及び適用を受けようとする者、③転勤、出向、出張、研修等による勤務地が変更した者、④市税等を滞納している者	政策企画課	0956-72-1111 (内線315)	https://www.city-matsuura.jp/top/soshikikarasagasu/seisakukikakuka/kikakutokeikakari/1/5947.html
対馬市	以下の要件をすべて満たす方 ①転入時に50歳未満の方 ②対馬市に居住したことがある者。若しくは、お試し住宅を利用したことがある者 ③農林水産業に従事する者、対馬市創業支援事業等の補助金を活用して移住する者、若しくは対馬市雇用機会拡充支援事業を活用した企業に就業する者。	地域づくり課	0920-53-6111	—

吉崎市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保に資する要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ア 申請者、申請者の親又は同居家族の出生地が吉崎市である者 イ 過去5年以内に3箇年以上又は総額50万円以上のふるさと応援寄附金の寄附をした者 ウ 過去3年以内に吉崎市が実施する移住相談会等への参加経験があり、住民票を移す直前1年以内に、吉崎市UIターン促進短期滞在費補助金を活用し、吉崎市での移住に係る活動を行った者 【地域の担い手確保に資する要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・バス運転手、タクシー運転手として就業する者。 ・起業し、吉崎市内に事業所を設置する者。 ・飲食業・観光業に就業する者。 ・医療・介護関係の職業に就業する者。 ・製造業に就業する者。	地域共創課	0920-48-1134	https://www.city.iki.nagasaki.jp/soshiki/seisaku_kikakuka/teiju/12498.html
五島市	以下の（１）～（３）の各要件の中で、それぞれいずれか１つを満たす方 （１）年齢要件 ア 申請者が単身世帯の場合35歳未満の方 イ 申請者が複数世帯の場合、夫婦ともに40歳未満の方、若しくは18歳未満の子供を扶養し同居している世帯 （２）関係性 ア 五島市出身の方（五島市において出生、就学・就労経験あり） イ ふるさと納税経験のある方 ウ 五島市ふるさと市民へ登録された方 エ 五島市の実施する移住相談会に参加された方 （３）地域の担い手確保に関する要件 ア 農林水産業に就業した方 イ 3親等以内の親族が経営を行う企業等に就業した方 ウ 町内会加入に関する誓約書を提出した方	地域協働課	0959-76-3070	https://goto.nagasaki-tabinet.com/iiu/support/detail_13.html
西海市	（４）西海市や地域の人々との関わりを有する者（以下「関係人口」という。）のうち、関係人口の要件に該当すること、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【関係人口要件】関係人口に関する要件としてアの項目のうち、いずれかを満たし、かつ、イからエの項目をすべて満たすものを対象とする。 ア 関係人口に関する項目 ①本市の移住相談名簿又は西九州させほ広域都市圏サポーター及びながさき移住倶楽部に登録された方で過去3年間で述べ3回以上西海市に訪れ、かつ県内に3泊4日以上された方 ②西海市にふるさと納税を複数年度にわたり行われた方 ③市内の学校・企業・NP0・市人会と関わりがある人（副業・兼業、会員） イ 年齢に関する項目 ・転入時に世帯主が50歳未満の方 ウ 仕事に関する項目 ・市内で起業もしくは事務所移転された方、また県内企業に正規就労された方 エ その他に関する項目 ・行政区又は分区の自治会に加入された方 【地域の担い手確保の要件】いずれかの項目を満たすものを対象とする。 ア 農林水産業に就業する者。 イ 家業等へ就業する者。 ウ 移住前から自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。 エ 西海市移住相談者名簿に記載がある者で、移住後に（３）の活動を行う予定の者。 【要綱上に設ける項目】 ※転入前の市町において申請者及び申請者の属する世帯員に市税の滞納がないこと	政策企画課	0959-37-0063	https://www.city.saikai.nagasaki.jp/soshiki/seisaku/1/7602.html#:~:text=%E8%A5%BF%E6%B5%B7%E5%B8%82%E3%81%AF%E3%80%81%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E5%9C%8F.%EF%BC%89%E3%82%92%E4%BA%A4%E4%BB%98%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82
雲仙市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ①市内に在住していた者 ②市内の事業所に勤務していた者 ③お試し住宅を利用した者 ④市が実施する関係人口イベントに参加した者 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。	地域づくり推進課	0957-47-7805	http://www.city.unzen.nagasaki.jp/info/prev.asp?fol_id=34151

南島原市	関係人口に関する要件、南島原市や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）であって、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。 【関係性の要件】次に掲げるいずれかに該当すること。 (ア) 南島原市移住施策（お試し住宅、お試し民泊、移住体験ツアー、空き家バンク又は移住関係プロジェクト）を利用し、かつ南島原市の担当者に移住相談をすること。 (イ) 住民票を移す直前の5年間のうち、通算3年以上、南島原市ふるさと納税を利用すること又は50万円以上納付すること。 (ウ) 南島原市へ30万円以上寄付したことがあること。 (エ) 南島原市の出生であること又は南島原市に過去に在住していたことがあること。→※R7年度より追加予定 ・転入時に60歳未満で、5年以上定住する意思があること。 ・申請時に自治会に加入していること。 ・転入前の市町村において申請者及び申請者の属する世帯員に市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。 ・農林水産業に就業すること。	地域づくり課	0957-73-6631	https://www.city.minamishimabara.lg.jp/page8440.html
長与町	関係人口に関する要件として（1）のいずれかを満たし、かつ、（2）のいずれかの要件を満たすものを対象とする (1) 関係人口の範囲 申請者もしくは申請者の同居家族が、以下のいずれかの要件を満たすこと (ア) 出身地(出生地)が長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体であること。 (イ) 長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体に所在する学校に在学していたことがあること。 (ウ) 長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体に所在する学校、法人、個人事業及び団体の事業実施に関わり、同圏域内の教育振興、経済活性化、地域課題解決等に寄与していること。（明確な役割の下での事業参加、又はそれに準ずると認められるもの） (2) 仕事に関する要件 申請者が以下のいずれかの要件を満たすこと (ア) 長与町内で農林水産業者として自活できる程度の収入のある事業を営む者、またはその見込のある者。 (イ) 長与町内の農林水産業を営む企業に就業する者。 (ウ) 長与町内に主たる事業所がある事業を継承する者。 (エ) 長与町内を運行する路線バスを運営する会社にバス運転手として雇用される者。 (オ) 長与町内に本社もしくは事業所を有する一般乗客旅客自動車運送事業を行う企業に運転手として雇用される者、または、個人事業主として一般乗客旅客自動車運送事業を行う者。 (カ) 長与町内にある保育所（ただし、町立保育所は除く）に保育士として雇用される者。 (キ) 長与町内に拠点を置く自治会、NPO法人、地域活動団体等が行う活動に継続して参加する意思があり、現に次に定める仕事を行っていること。 a. 長崎県内に事業所を有する個人事業者または法人に就業していること。 b. 長崎県内で個人事業の開業、法人の設立または事業承継により法人の代表の変更を行っていること。 c. 長崎県内に個人事業または法人の事業所を移転していること。 d. 長崎県外の企業に就職し、長与町を拠点にテレワークを行っていること。	政策企画課	095-801-5661	https://webtown.nagayo.jp/ijyu/list00930.html
東彼杵町	転入時に65歳未満でかつ東彼杵町へ5年以上定住する意思があり、加えて次の【支給対象者の要件】を3つ以上を満たし、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ①東彼杵町に5年以上居住していたことがある者 ②東彼杵町内の事業所に勤務したことがある者（確認できる場合に限る） ③東彼杵町内で自営業を営んだことがある者（確認できる場合に限る） ④東彼杵町内の学校に在学したことがある者 ⑤東彼杵町に直近5ヶ年のうち、3ヶ年以上または総額10万円以上のふるさと納税を行った者 ⑥東彼杵町のお試し住宅を利用したことがある者 ⑦東彼杵町内に固定資産を所有している者 ⑧東彼杵町内に2親等以内の親族が居住している者 ⑨長崎県内の事業所へ正規就労する者 ⑩ながさき移住倶楽部または西九州させほ広域都市圏サポーターに登録している者 ⑪東京東彼杵会へ加入している者 【地域の担い手確保の要件】 ①農林水産業に就業する者 ②家業等へ就業する者 ③地域課題解決型移住として、東彼杵町が定めた事業者に就職した者	総務課	0957-46-1286	https://www.town.higashisonogi.lg.jp/iju_teiju/shougyou_ijyuu/459.html

川棚町	下記【支給対象者の要件】の3つ以上に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・川棚町出身者又は本籍を有する者 ・川棚町内の事業所に勤務したことがある者 ・川棚町内で自営業を営んだことがある者 ・川棚町内の学校に在学したことがある者 ・川棚町に寄付を行ったことがある者 ・西九州させば広域都市圏サポーターに登録している者 ・川棚町内にある事業所の株式を所有する者 ・川棚町内に固定資産を所有している者 ・川棚町内に2親等以内の親族が居住している者 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・起業し、川棚町内で事業を営む者。 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。	企画観光課	0956-82-6116	https://www.kawatana.jp/c5-07/08/index.html
波佐見町	下記の要件のいずれかに該当すること。 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・窯業・観光関連事業所に就業した者。	企画情報課	0956-80-6661	https://www.town.hasami.lg.jp/kiji0031128/index.html
小値賀町	1. 関係人口に関する要件として（1）のいずれかを満たし、かつ、（2）のいずれかの要件を満たすものを対象とする （1）仕事に関する要件 以下のいずれかの要件を満たす者 （ア）小値賀町内で農業体験や研修を受講し就農する者 （イ）小値賀町内で漁業体験や研修を受講し就業する者 （ウ）小値賀町内で家業を継承する者（親元等の農業経営、漁業就業、大工、左官、店舗） （エ）小値賀町内の医療・福祉・保育関係に就職した者 （オ）小値賀町内に起業し、事業所を設置する者 （2）関係人口の範囲 申請者もしくは申請者の同居家族が、以下のいずれかの要件を満たすこと （ア）小値賀町が行う事業に対し、寄付または出資を継続的にを行い、地域活性化に寄与したことがあること。 （イ）小値賀町の自治会行事や地域イベントに継続的に参加し、地域の担い手となっている者。 （ウ）小値賀町に所在する市民活動団体の会員となり、地域課題の解決に寄与したことがあること。 （エ）小値賀町に所在する学校、法人、個人事業及び町民活動団体の事業実施に関わり、教育振興、経済活性化、地域課題解決等に寄与したことがあること。	未来創造課	0959-56-3111	—
佐々町	以下の条件を全て満たす方 ①転入時において50歳未満の方 ②佐々町に以下の関係性を有している方（1つでも該当していれば可） ・出生した方 ・就学または就労の経験がある方 ・ふるさと納税の寄付を行った方 ・本町の地域行事やイベント等に参画した経験がある方 ・本町の学校・企業・NPO法人等が行う事業への参加、団体への入会等の関わりがある方 ③長崎県内の企業に正規就労し、5年以上、継続して勤務する意思がある方又は農林水産業に就業する方。 ④佐々町に5年以上定住する意思があり、保証人がいる方 ⑤町内会に加入し、地域コミュニティに参画する意思がある方 ⑥西九州させば広域都市圏サポーターに登録し、移住相談を行った方	企画商工課	0956-62-2101	https://www.sazacho-nagasaki.jp/kiji0032912/index.html
新上五島町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・新上五島町へ直近5年以内に3年以上ふるさと納税を行なった者。 ・新上五島町内のまちづくり推進団体の会員で活動に恒常的に参加しており、移住後も継続して参加する意向がある者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業の事業所に就業する者。 ・農林水産業や伝統工芸職など自活できる程度の収入のある事業を営む者。 ・農林水産業の担い手確保事業を活用し研修を受ける者。 ・家業等へ就業し継承する者。	地域づくり課	0959-53-1113	https://official.shinkamigoto.net/goto_kurashi_full.php?eid=03852&r=1&wcid=i00002x6